

この商品について

●契約年齢範囲:6歳~75歳 ●保険期間・保険料払込期間:終身

解約返戻金について

解約されると解約返戻金額は多くの場合、払込保険料の合計額より少ない金額になります。特にご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。なお、解約返戻金額は、契約年齢・保険料払込期間・経過年数・保険料払込年数等により異なります。

契約者貸付制度について

一時的に資金がご入用のときは、解約返戻金額の90%（保険料払込済の場合は80%）以内で契約者貸付制度を利用できます。なお、貸付金には所定の利率で計算された利息がかかります。

【電話完結型契約者貸付サービス】

契約者ご本人さま（個人契約）からのお電話で契約者貸付制度を利用できます。

※お取扱いには条件がありますので、FWD富士生命の「総合サービスセンター」へご確認ください。

保険料振替貸付制度について

保険料の払込みがないまま保険料払込猶予期間を経過した場合でも、あらかじめお申出がない限り、解約返戻金額の範囲内で保険料を自動的にお立替えることにより、保険契約を有効に継続することができます。

保険料払込みの免除について

被保険者が責任開始日以後に生じた不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に、所定の身体障害の状態に該当したときは、以後の保険料の払込みが免除されます。

払済保険・延長定期保険について

- この保険は払済保険への変更を取扱っています。
この保険における払済保険への変更とは、将来の保険料の払込みを中止し、変更時の解約返戻金をもとに、今までのご契約の保険期間を変えずに保障額の少ない同じ種類の保険に変更することです。
- この保険は延長定期保険への変更を取扱っています。
この保険における延長定期保険への変更とは、将来の保険料の払込みを中止し、変更時の解約返戻金をもとに、今までのご契約の保険金額を変えずに定期保険に変更することです。延長定期保険へ変更後の保険期間は、変更時の保険料払込年数等によって決まります。

リビング・ニーズ特約について**【特定状態保険金の支払事由】**

被保険者が余命6か月以内と判断されたときに特定状態保険金をお支払いします。

【特定状態保険金の支払額】

被保険者が指定した金額（指定保険金額）から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料に相当する金額を差引いた金額をお支払いします（指定保険金額は、死亡保険金額の範囲内かつ同一被保険者について他のご契約の指定保険金額と通算して3,000万円以内で設定できます）。

【特定状態保険金の受取人】

被保険者となります。

指定代理請求人特約について

保険金等の受取人である被保険者が、保険金等を請求できない特別な事情があるときに、保険金等の受取人に代わり、あらかじめ指定された指定代理請求人（1名）が請求を行うことができる特約です。

その他のご注意

- この保険に配当金はありません。
- 「5年ごと利差配当付年金払特約」、「5年ごと利差配当付年金支払移行特約」、「5年ごと利差配当付介護保障移行特約」を付加した場合、この特約の契約者配当金は、責任準備金等の運用益がFWD富士生命の予定した運用益を超えた場合に、年金基金の設定後または特約の締結後5年ごとにお支払いします。
※運用の状況によっては、配当金が生じない場合があります。

- このパンフレットは、2019年9月2日現在のお取扱い内容に基づき作成しています。
- FWD富士生命のお手続きに関する事項や保険契約の諸利率等の各種情報につきましては、FWD富士生命のホームページをご覧ください。
- ご契約の際には「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」、「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等について説明しています。必ず、ご一読のうえ、大切に保管してください。
- 法人をご契約とする場合には、別途交付する資料「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」および「保険設計書」を参照いただき、税務取扱について留意すべき事項をご確認ください。
- 生命保険募集人について
生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。引受保険会社における生命保険募集人は、お客さまと引受保険会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して引受保険会社が承諾したときに有効に成立します。また、ご契約の成立後にご契約内容の変更等をされる場合にも、原則としてご契約内容の変更等に関する引受保険会社の承諾が必要になります。生命保険募集人の権限等に関するご確認を希望される場合には、下欄の「総合サービスセンター」までご連絡願います。

引受保険会社

募集代理店

FWD富士生命保険株式会社

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町2-2-5 日本橋本町二丁目ビル
ホームページ www.fwdfujilife.co.jp
総合サービスセンター 0120-211-901（通話料無料）
受付時間：月～金（祝日・年末年始を除く）9:00～18:00

W3696 登録No.FWD-B2599-1907

終身保険

終身保険

終身保険 | 2019年9月改訂

一生涯の保障を確保できる保険です。

死亡に備える保障

将来のための資金準備

お子さまの教育・結婚資金準備

この保険は上記の保障を希望されるお客さまにおすすめの保険です。保障内容がお客さまのご希望（ご意向）に沿っているかご確認ください。
※上記以外の主契約の保障内容や特約等の保障内容等に関しては、募集代理店にお問い合わせください。

ご契約日
2019年
9月2日
以降用

今を生きる エネルギーとなる 保険へ。

今この瞬間を前向きに生きる、すべての人のために。
私たちが目指すのは、人生を思いっきり楽しむ自信の源となること。
選んで終わりではなく、選んだ瞬間始まる保険へ。
FWD富士生命は、人々が抱く保険のイメージを一新する発想と情熱により、
お客さまの「今」を後押しするための挑戦を続けていきます。

いくぜ、人生。

終身保険の特長

- 1 一生涯にわたって、死亡・所定の高度障害状態を保障します。**
 死亡または所定の高度障害状態に該当した場合、保険金をお支払いします。
- 2 所定の解約返戻金があります。**
 解約した場合には、**解約返戻金**をお支払いします。
 解約返戻金の一定範囲内で契約者貸付制度を利用できますので、急に資金が必要になった場合でも安心です。
- 3 一生涯保障を年金や介護保障へ移行することができます。**
 移行する場合は所定の金額を一時に払込みいただき、保険料の払込みを完了する等、所定の条件があります。
※詳細は「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

ご契約例

■契約年齢:35歳 ■性別:男性 ■保険金額:500万円 ■保険期間・保険料払込期間:終身
 ■月払保険料(口座振替):9,390円

[イメージ]



保険料例

■保険金額:500万円 ■保険期間・保険料払込期間:終身 ■保険料払込方法:月払(口座振替)

契約年齢	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳
男性	6,950円	7,615円	8,420円	9,390円	10,580円	12,055円	13,920円	16,320円	19,515円
女性	6,270円	6,835円	7,505円	8,290円	9,235円	10,380円	11,790円	13,555円	15,865円

保障内容(主契約)

保険金	このような場合にお支払いします(支払事由)	支払額
死亡保険金	死亡したとき	保険金額
高度障害保険金	所定の高度障害状態に該当したとき	

※高度障害保険金が支払われたときには、ご契約は消滅します。

FWD富士生命健康サービスが利用できます。

たとえば以下のようなサービスが利用できます。

- よりよい医療を選択するために、専門医に相談できるセカンドオピニオンサービス
- がんに関する悩みや治療を相談できるサービス
- 日々の健康管理や病気・ケガをした際の対処などについて24時間いつでも相談できるサービス
- 精神的な悩みやこころの問題についてカウンセリングが受けられるサービス
- 糖尿病に関する相談や糖尿病専門医がいる医療機関をご案内するサービス
- 等

※FWD富士生命健康サービスはFWD富士生命保険(株)の業務委託先であるティーベック(株)が提供します。
 ご利用に際しては諸条件があります。ご利用方法等、詳細につきましては、ご契約後に送付いたします資料をご確認ください。
 ※終身保険の場合、契約日が2017年4月2日以降のご契約が対象となります。